

平成 29 年度 第 1 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 29 年 6 月 9 日(金) 10 時 00 分～12 時 30 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：(委員) 日本大学法学部 藤村和夫教授 (委員長)
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授 (委員長代理)
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学地域デザイン科学部 藤原浩巳教授

(NAA) 玉木執行役員(整備部長)、鶴岡施設保全部長、大塚給油事業部長、松戸滑走路保全部長、月岡調達部長、関法務コンプライアンス部長、渋谷調達部次長、調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	一般競争入札の落札率が、平成 23 年度以前は 6 割以下だが、平成 25 年以降は約 8 割を超えている要因は契約制限価格が高くなったためか。	オリンピックに向けて工事件数が増え、競争が激しくなっていることが要因の一つであると思われる。さらに一般競争入札の件数は公募型競争契約に比べ多くないため、その時に発注した工事の特性により、落札率が左右されると思われる。
2	取引停止状況における業者について、同じ取引停止理由であるにも拘わらず、取引停止期間が異なる理由は何か。 また、不正を申告した社に対する減免措置は存在するか。	国と同様の取引停止の基準ルールを採用し、取引停止理由の不正に関わった度合いにより、取引停止期間を定めている。 減免措置として、情状酌量すべき特別の事由がある場合に取引停止期間の短縮を行うことができることとなっている。

3	取引停止状況における業者2.東亜建設工業(株)及びあおみ建設(株)の取引停止理由は、当社が発注する工事における施工不良及び虚偽報告によるものであるが、どのような経緯で事実認定したか。また処分を検討する委員会等の手続きはあるのか。	東亜建設工業(株)は、先に羽田空港における工事において不正を行っていたため、当社は新聞記事により当該事案を知り、ヒアリングをした結果、当社発注工事における不正を認め、事実を確認した。 当社の発注工事で発生した不正事案であっても特別に処罰委員会のようなものは設けておらず、社長までの社内決裁にて処分を決定している。
4	随意契約の件数が毎年多い傾向であるが、特殊な業務等であることを理由に同じ業者及び高い契約額で毎年契約していることは、コストが下がりにくく、会社にとって不利な状況ではないか。これに関しては本委員会設立時からの議題となっている。	随意契約については、空港の安定した運用を確保するためにグループ会社へ発注するもの他、システム改修や機器の一部更新など、特定の社でなければ実施出来ない場合に採用している。 指摘の通り、随意契約はコスト面で好ましいものではないためオープン化を促進し、競争性を高めるようなことを実施しているところである。
5	子会社との随意契約のうち、「10号橋化粧板他補修工事(平成28)のみ、落札率が76.3%と低い」が、この理由は。さらに、当該子会社と契約した理由は。	グループ会社であるエアポートメンテナンスサービス(株)との1回目の価格交渉において、同社と現場条件を精査し、同社が現場管理費を見直したことで、76.3%まで低減することができた。また、化粧板の補修工事がお客様が利用する施設の真上であるため、空港業務に精通している当該者と随意契約することとした。

3. 総合評価方式について

調達部、給油事業部、滑走路保全部及び整備部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- パイプライン導管切り廻し工事(設計・施工)
- A誘導路北側舗装補修工事(平成28)
- 新ランプコントロールタワー新築工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	パイプライン導管切り廻し工事(設計・施工)における評価項目のうち、配置予定技術者の能力において、「設計技術者の設計経験」及び「工事技術者の施工経験」の評価基準を定めている。このうち、「工事技術者の施工経験」は石油パイプライン事業法又は消防法に定める施工経験が必要とされるが、「設計技術者の経験」は石油パイプライン事業法に定める設計経験のみが必要となっており、消防法は適用されないが、この理由は。	工事の施工については消防法による工事まで含んでいるが、設計については、石油パイプライン事業法による認可申請を必要としている。よって、技術的なレベルが必要なため、特に石油パイプライン事業法の設計経験を求めている。
2	評価項目において、成田国際空港安全衛生協議会の表彰実績の有無が点数の差異となることが多く見られるが、大手に限って表彰されないように見える。大手が表彰されるのは難しいことなのか。	優秀な大手業者であっても、大手が受注する工事は規模が大きいことから、表彰条件である5年間のうちに、長い工期中に事故が発生し、表彰の機会を失っているものと思われる。また、談合等に関与した場合は、それ以前の表彰実績を評価対象としないこととしている。
3	業者と過度に密な関係になることは問題もあると思われる一方、価格交渉の場では、技術的な細かい話が必要とされると思うが、技術者は同席しているのかも含め、価格交渉の実態を教えてください。	不正防止の観点から価格交渉は調達部で行っており、調達部には、各工種毎に技術系社員を2人配置し、当社の技術的意見や積算結果を提示する等して、複数回に亘って価格交渉を行っている。
4	総合評価方式の技術点の1点は非常に重要であるが、配置予定技術者の施工実績と成田空港安全衛生協議会表彰の実績の配点が同点であることに違和感がある。	技術点の配点や重み付けについては、引き続き検討していきたい。

4. 低見積調査について

調達部、施設保全部、滑走路保全部及び整備部より、以下 3 件の工事概要及び契約方式について説明

- 空港諸施設直流電源装置更新工事(H28)
- A誘導路北側舗装補修工事(平成28)
- 新ランプコントロールタワー新築工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>「2PTB照明器具更新工事(H28)」における低見積理由中の「労務費の低減」に問題はないか。</p> <p>また、「効率的な作業」等、漠然とした低見積理由を挙げた社に対しては、工事がしっかりと履行されているか等、事後検証する制度を設けて、観察して経験を蓄積する必要があるのではないか。</p>	<p>本工事の元請業者は、下請け業者に空港内の作業に熟知している地元企業を配置し、低減できたとの説明を受け、問題ないと判断した。</p> <p>人件費の低減については、ご指摘のとおり慎重に判断する必要があると考えている。</p> <p>また、低見積調査の対象となった案件については、調達部長から当該案件の監督を所管する部長宛て「監督体制強化の通知」を行い、調査内容の引継を行っているところである。</p> <p>粗雑な施工をされると、完成した後でやり直しを行うことや、その事実を発見すること自体が困難な場合があるため、そうならないよう施工中にしっかりと施工体制を監督することが重要であると考えている。</p>
2	<p>新ランプコントロールタワー新築工事において、入札者の落札率はすべて低くなっているが、NAAの契約制限価格の設定が高いのではないか。</p>	<p>当社は国や業界団体の積算基準を参考にし、標準的な方法で積算し、さらに、各社の見積もりを参考にし、契約制限価格を設定している。</p> <p>本工事は、空港のシンボリックな建物を建築する特殊で久しぶりの大型建築工事であることから、各社かなり高い受注意欲があったことも影響しているものと思われる。また、新築工事は改修工事に比べ、制約が少なく、競争原理が働きやすかったと思われる。</p> <p>ただ、タワーコンクリート構造物は国内でも事例が少なく、特殊性が高いため、現場経験が少ない当社の技術やノウハウが追いつかず、積算において共通仮設費が高くなってしまったことは反省点として、今後勉強していきたい。</p>

3	<p>前回の委員会でも議論したとおり、低見積理由において、事務用品の節約等記載されていて、真の理由として理解できない。低見積調査時に、発注者として誰もが納得できる理由を示してもらいたい。</p>	<p>調査とヒアリングでは技術系社員がおり、技術的にフォローできることから、相手により具体的な回答を求めていくようにしていきたい。</p>
---	---	---

5. 無効及び不調案件について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- 高速離脱誘導路再編航空灯火工事
- 3PTBL3037事務室整備工事(設備)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	<p>高速離脱誘導路再編航空灯火工事の不調の対応として、相手方にヒアリングをしたところ「契約制限価格を下回る金額での受注意思を確認できた」とあるが、これは相手方に予め契約制限価格を伝えた上で受注意思を問うのか、あるいは契約制限価格を伏せた上で、どれくらいの価格で受注できるのかを問うて、それが契約制限価格を下回っていることを確認するのか。</p>	<p>後者である。契約制限価格は相手方には伝えていない。 今回のケースは不調後、2回目の入札に唯一応札した業者にヒアリングし、契約制限価格以下での受注意思を確認できたので、随意契約手続きのルールに基づき契約を締結した。</p>
2	<p>3PTBL3037事務室整備工事(設備)の不調の対応として、工種毎に分割して工事を発注しているが、一般的には工事を一括で発注した方が単価も安く、分割をすると割高になることが多い。本件は、分割して発注し、結果的に安い価格におさまった点が興味深い、この理由は。</p>	<p>当社の過去の実績から見ると、設備関係で1億円前後の比較的小さい規模の工事については、一括で発注するよりも分割で発注した方が、その分野を得意とするより多くの専門会社が応募してくるため、より競争原理が働き、安くなる傾向があると思う。</p>
3	<p>工事を工種毎に分割して発注した場合、工事全体のマネジメントは誰が担うのか。</p>	<p>当社が担っている。一括・分割工事を問わず、当社が施工管理を行っている。</p>

6. その他

調達部、法務コンプライアンス部より、以下の件について説明

- 「見積活用方式」の試行について(案)
- 公正取引委員会への対応状況

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	特になし	

7. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	特になし

8. 閉会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)

次回の委員会は、平成 29 年 11 月 17 日(金) 10 時開催予定

以上